

(参考資料)

## 個人事業者等の健康管理に関するガイドラインに基づく

### 個人事業者等に対する医師の面談に関するFAQ

- 問1 個人事業者等に対する医師の面談は、何かの法令に基づく制度でしょうか？
- 問2 個人事業者等に対する医師の面談は、何のために実施されるのでしょうか？
- 問3 個人事業者等に対する医師の面談を行う医師は産業医でないといけませんか？
- 問4 どのような個人事業者等が面談の対象になりますか？
- 問5 医師は誰から個人事業者等に対する面談が依頼されますか？費用は誰から支払われますか？
- 問6 医師は面談で何をすればいいですか？
- 問7 面談を受ける個人事業者等の就業時間等に関する情報は、個人事業者等に仕事を注文する注文者等から面談の依頼があった場合は、当該注文者等から提供されますか？
- 問8 就業上の助言とはどのような助言が想定されますか？
- 問9 面談の結果は、面談の依頼者に通知すればいいですか？

問1 個人事業者等に対する医師の面談は、何かの法令に基づく制度でしょうか？

(答え)

- 1 厚生労働省が令和6年5月に策定した「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づくものです。
- 2 このガイドラインは、個人事業者等（事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員のことを指します。）が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すもので、令和5年10月に公表された「個人

事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書を踏まえ策定されたものです。

- 3 ガイドラインでは、注文者等は、注文条件等によって就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあったときは、長時間労働者に対する医師の面接指導制度を参考にして、当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供することとされています。

問2 個人事業者等に対する医師の面談は、何のために実施されるのでしょうか？

(答え)

- 1 長時間の就業による個人事業者等の健康障害を防止する目的で実施されます。
- 2 ガイドラインでは、注文者等に対して、個人事業者等から、医師による面談の結果をもとに、注文者等による注文条件等によって特定されている就業時間や日々の業務量について変更を求められた場合は、必要な配慮をするように努めるよう促しています。

問3 個人事業者等に対する面談を行う医師は産業医でないといけませんか？

(答え)

- 1 産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいです。

問4 どのような個人事業者等が面談の対象になりますか？

(答え)

- 1 注文者等による注文条件等によって就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められ、注文者等に対して、医師の面談を受ける機会の提供を求めた個人事業者等が対象になります。
- 2 ここで「長時間」については、長時間労働者に対する面接指導制度におい

て労働時間（休憩時間は除く。）が週 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超えた者を対象としていることが参考になることとしています。

問5 医師は誰から個人事業者等に対する面談が依頼されますか？費用は誰から支払われますか？

（答え）

- 1 個人事業者等に仕事を注文する注文者等から依頼され、支払われるケースが多いと思われませんが、面談を受ける個人事業者等本人から依頼され、支払われる場合もあります。

問6 医師は面談で何をすればいいですか？

（答え）

- 1 長時間労働者に対する医師の面接指導を参考にして、個人事業者等の就業の状況、疲労の蓄積の状況及び心身の状況を確認し、それをもとに、医療機関への受診の必要性の有無、就業上の措置に関することを含めて健康の保持のために必要な助言を個人事業者等に対して行ってください。

なお、保健指導が必要な場合、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」（平成 27 年 11 月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室<sup>※</sup>）28 ページの「面接時の生活習慣・セルフケアのアドバイス（例）」等が参考になります。

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/000901968.pdf>

問7 面談を受ける個人事業者等の就業時間等に関する情報は、個人事業者等に仕事を注文する注文者等から面談の依頼があった場合は、当該注文者等から提供されますか？

（答え）

- 1 注文者等から提供されることはありません。面談を受ける個人事業者等ご本人から情報提供を受けて下さい。

問8 就業上の助言とはどのような助言が想定されますか？

(答え)

1 助言としては、例えば、長時間の就業時間の制限、休日の確保、翌日の仕事までの間のインターバルの確保、不規則な業務・深夜業務の制限、心理的負荷・身体的負荷を伴う業務の軽減等が考えられます。

個人事業者等の就業の状況、疲労の蓄積の状況及び心身の状況を確認し、医療機関への受診の必要性の有無、就業上の措置に関することを含めて健康の保持のために必要な助言を個人事業者等に対して行ってください。

(参考)

注文条件等によって仕事を受ける個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、個人事業者等の健康管理に関するガイドラインでは、注文者等に対し、次の配慮を求めています。

- ・ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ・ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ・ 長時間就業が余儀なくされるような短納期での大量発注を抑制すること。
- ・ 発注の平準化、発注内容の明確化など発注方法の改善を図ること。
- ・ 個人事業者等の就業時間や日々の業務量を特定する場合には、当該就業時間や日々の業務量が過密になること、作業までの個人事業者等の待ち時間が長時間に及ぶことを抑制すること。

問9 面談の結果は、面談の依頼者に通知すればいいですか？

(答え)

1 面談の結果は、面談を受けた個人事業者等本人に書面で通知してください。

2 ガイドラインでは、注文者等は、個人事業者等から、医師による面談の結果をもとに、注文者等による注文条件等によって特定されている就業時間や日々の業務量について変更を求められた場合は、必要な配慮を行うように努めるように促しています。この場合において、注文者等が、必要な配慮を検討する上で必要な範囲で、個人事業者等本人から、面談の結果を取得することは考えられます。